

## 契約ならびに工事執行規程

### 第 1 章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この土地改良区が執行する工事その他の請負契約・業務委託契約ならびに物品等の売買契約等については、法令その他、特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

- 2 前項の工事は、建設業法（昭和24年法律第100号、以下「業法」という。）第2条第1項に規定するものの執行および工事に用する材料、その他の物件（以下「工事材料等」という。）に対する執行をいう。

#### (工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、直営工事または請負とする。  
ただし、直営により執行する場合においても、その一部を請負にかけることができる。

#### (直営工事とする場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、直営工事により工事を執行する。

- (1) 請負にかけることが不相当と認めるとき
  - (2) 急施を要するため請負にかける暇がないとき
  - (3) 請負契約を締結することができないとき
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、直営により工事を執行する必要があるとき
- 2 直営工事の執行方法について必要な事項は、理事会で定める。

#### (請負工事とする場合)

第4条 請負により工事を執行する場合は、一般競争入札・指名競争入札または随意契約の方法による。

### 第 2 章 契約の方法

#### 第 1 節 一般競争入札

#### (一般競争入札参加者の資格)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、次の各号の要件を備えた者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治法施行令」という。）第167条の4各項の規定に抵触しないこと
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の決定、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く）
- (3) 府税等を完納していること
- (4) 建設工事においては、業法第3条第1項の許可を受け、および業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること

#### (一般競争入札参加資格者の提出書類および資格審査等)

第6条 入札者は、あらかじめ入札参加資格審査申請書を、別に定める様式により隔年度ごと、理事長に提出しておかななければならない。

- 2 理事長は、一般競争入札の参加者に対し次の各号により資格審査を行わなければならない。
  - (1) 自治法施行令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札の参加者の資格を定める
  - (2) 一般競争入札に参加しようとする者から前項の書類の提出により申請があったとき

(契約ならびに工事執行規程)

は、担当理事会でその者が当該資格を有するかどうかを審査する

- (3) 前号の審査の結果、資格を有する者を決定したときは、資格者の名簿を作成する
- (4) 前号の名簿に登載した者について、必要に応じ担当理事会で資格の再審査を行う

(入札保証金の納付および保管)

第7条 入札者は、入札前までに、その者の見積もる契約金額の100分の2以上の入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金は、国債・地方債その他理事長が確実と認めた担保の提供をもって代えることができる。
- 3 出納主任は、納付された入札保証金を還付するまでの間、保管しなければならない。

(入札保証金の還付)

第8条 一般競争入札の入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後直ちに入札者に還付するものとする。

ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付するものとする。

(入札保証金の没収)

第9条 入札に不正行為があったとき、または第25条の規定により落札が取消となったときは、入札保証金を没収することができる。

(入札保証金の減免)

第10条 入札者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の規定にかかわらず入札保証金の全部または一部を納付させないことができる。

- (1) 入札者が、保険会社との間にこの土地改良区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 第5条に規定する資格を有する者で、過去2年の間にこの土地改良区および国または地方公共団体もしくは政令（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）以下「業法施行令」という。）第45条、同施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条で指定する公共工事を発注する団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札の方法)

第11条 入札者は、入札書を作成し封筒に入れて自己の氏名を表記し、入札の場所へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認めた場合は、書留郵便によって入札書を提出させることができる。この場合においては、その封筒に入札に加わる事項ならびに入札者の住所および氏名を表記させなければならない。
- 3 理事長またはその指定した職員は、前項の入札書を受領したとき、その受領日の日時を記入し、認印を押さなければならない。

(入札の代理)

第12条 代理人が入札するときは、入札前に委任状を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- 3 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(入札の公告)

第13条 理事長は、一般競争入札にかけるときは、当該入札の期日前5日（急施を要する場合にあっては1日）までに、定款第6条の規定に定める公告の方法のいずれかをもって公告しなければならない。

- 2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 入札にかける事項

[神追53]

- (2) 入札に参加するものに必要な資格に関する事項
  - (3) 入札ならびに開札の場所および日時
  - (4) 契約条項、設計図書等を示す場所および日時
  - (5) 入札保証金に関する事項
  - (6) 入札の無効に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項
- 3 建設工事にかかる一般競争入札の公告期間は、第1項の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して、少なくとも次の各号に定める日までに行うものとする。  
ただし、やむを得ない事情があるときは、業法施行令第6条第1項により第2号および第3号の期間を5日以内に限り、短縮することができる。
- (1) 設計金額が500万円未満の工事については…………… 1日以上
  - (2) 設計金額が500万円以上5,000万円未満の工事については……………10日以上
  - (3) 設計金額が5,000万円以上の工事については…………… 15日以上

(予定価格の決定方法)

第14条 理事長は、一般競争入札にかかる工事または物品等の価格について、予定価格を定めるときは、担当理事会を開催しなければならない。

(最低制限価格の決定)

第15条 理事長は、工事または製造の請負を一般競争入札にかかる場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を設けるときは、第13条の規定による公告において、そのことを明らかにしなければならない。

(予定価格調書・最低制限価格調書の作成)

第16条 理事長は、予定価格および最低制限価格を決定したときは、予定価格調書・最低制限価格調書を作成し、封筒に入れて封印をしなければならない。

2 理事長は、開札の際、前項に規定する調書を開札する場所に置かなければならない。

(入札の執行)

第17条 入札は、理事長またはその委任を受けた者（以下「入札執行者」という。）が担当理事立会のもとに、あらかじめ公告した入札場所および日時に執行する。

- 2 入札者でなければ入札執行の場所に立ち入ることはできない。
- 3 入札者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。
- 4 入札執行者は、指定の入札開始時間経過後の入札を拒否することができる。
- 5 入札執行者は、入札に際し不正または妨害があると認められる者の入札を拒否することができる。

(入札の停止・中止・取消)

第18条 入札執行者は、やむを得ない理由により入札を行うことができないと認めたときは、入札を停止または中止もしくは取消することができる。

- 2 入札者は、一旦提出した入札書の引換・変更または取消をすることができない。
- 3 入札執行者は、前2項の場合において、入札者が妨害を受けることがあっても、その責任を問われない。

(入札者の無効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札書は、無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加資格のない者のした入札書
- (2) 一般競争入札に際し、不正行為または明らかに協定によると認められる入札書
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納めていない者または当該納付額が不足している者のした入札書
- (4) 入札書の金額を訂正したもの、または氏名・押印がない入札書

(契約ならびに工事執行規程)

- (5) 入札書の金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (6) 同一事項について、2通以上の入札をした入札書
- (7) 第12条の規定に違反する代理人のした入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札についての条件に違反した入札書

(開 札)

第20条 開札は、入札執行者および関係職員2名以上立会のうえ、入札の公告に示した場所および日時に、入札者の面前において行うものとする。

- 2 前項の場所において入札執行者は、落札者の氏名および落札金額を朗読し、入札者に示さなければならない。

(再 入 札)

第21条 入札執行者は、前項の規定により開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲内の価格での入札がないとき（第15条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札をすることができる。この場合において、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札させるものとする。再度の入札をしてもなお同じときは、また同様とする。

- 2 前項の場合においては、第11条第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の場合において、入札執行者が直営または随意契約により行うことが適当と認めるときは、再入札を行わない。

(落札者の決定)

第22条 入札者のうち、その入札金額が予定価格の範囲内でかつ最低制限価格以上の最低価格の入札をした者をもって、落札者とする。

- 2 物件資材の購入の場合は、予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を、物件資材の払い下げについては、予定価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とする。
- 3 設計付入札の場合は、設計の良否および価格を勘案して、落札者を決定する。
- 4 第1項または第2項の場合において、同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定するものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続)

第23条 入札執行者は、自治法施行令第167条の10第1項の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者と決定することができる。この場合理事長は、その理由および入札の状況を詳記して、理事会の承認を得なければならない。

(落札の通知)

第24条 理事長は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札者にそのことを通知しなければならない。

- 2 理事長は、第22条第4項または前条の規定により落札者とならなかった者に対し、必要な通知をしなければならない。

(落札の取消)

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取消することができる。

- (1) 落札者が、指定の期間内に契約を締結しないとき  
ただし、理事長が正当な理由があると認めた場合に限り、その期間を延長することができる
- (2) 落札後、入札資格に欠けたとき
- (3) 落札者が自己の責任のある理由によって、既に締結した他の契約を解除されたとき
- (4) 落札の取消請求があったとき
- (5) 落札後、第19条各号のいずれかに該当する入札があったことを発見したとき

(契約ならびに工事執行規程)

(落札者の繰上げ)

第26条 前条第4号の請求が、落札発表後直ちにあったときは、次位の入札者を落札者とする  
ことができる。  
ただし、この場合の落札金額は、取消された当初の落札金額とする。

(再度の公告入札の公告期間)

第27条 理事長は、入札者もしくは落札者がいない場合または落札者が契約の締結に応じない場  
合において、再度公告して入札にかけようとするときは、第13条第3項第2号および第3  
号の公告期間を5日までに短縮することができる。

## 第 2 節 指名競争入札

(指名競争入札によることができる契約)

第28条 次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争入札にかけることができる。  
(1) 工事または製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質または目的が一般競争  
入札に適さないものをするとき  
(2) その性質または目的により競争に加わるべき者の数が、一般競争入札にかける必要が  
ないと認められる程度に少数である契約をするとき  
(3) 一般競争入札にかけることが不利と認められるとき  
(4) その他、理事長が指名競争入札にかけることが適当と認めたとき

(指名競争入札の参加の資格審査等)

第29条 理事長は、自治法施行令第167条の11第2項の規定により、指名競争入札の参加者の資  
格を定めるものとする。なお、審査等については第6条第2項第2号から第4号の規定を準  
用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第30条 理事長は、指名競争入札にかけようとする場合、担当理事と協議のうえ、前条の資格  
を有する者のうちから5人以上の入札者を指名しなければならない。  
ただし、特別の事情があるときは、変更することができる。  
2 前項の規定により入札者を指名したときは、第13条第2項第1号および第3号から第7号  
までに掲げる事項を記載した入札指名通知書により、各入札指名者に通知しなければな  
らない。

(指名競争入札の条件)

第31条 前条第2項の通知を行う場合に理事長は、入札者が1人になったときは、その入札を無  
効とすることがあることを併せて通知しなければならない。

(準 用)

第32条 第5条、第6条第1項および第7条から第11条第1項までと第12条および第13条第3項なら  
びに第14条から第26条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。  
この場合において、第13条第3項中「一般競争入札の公告期間」とあるのは、「第30  
条第2項の規定による通知期間」と、また第15条第2項中「第13条の規定による公告」と  
あるのは、「第30条第2項の規定による通知」と読み代えるものとする。

## 第 3 節 随意契約

(随意契約によることができる契約および予定価格の限度額)

第33条 次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。  
(1) 不動産の買入または借入、物品の製造・修理・加工その他の契約でその性質または目  
的が競争入札に適さないものをするとき  
(2) 緊急の必要により、競争入札にかける暇がないとき

(契約ならびに工事執行規程)

- (3) 競争入札にかけることが不利と認められるとき
  - (4) 時価に比べ著しく有利な価格で、契約を締結することができる見込みがあるとき
  - (5) 競争入札にかけて入札者がいないとき、または再度の入札にかけても落札者がいないとき
  - (6) 落札者が契約を締結しないとき
  - (7) 予定価格が250万円未満のとき
- 2 前項第5号の規定による随意契約の場合は、契約保証金および履行期限を除くほか、最初入札にかけるときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
  - 3 第1項第6号の規定による随意契約の場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ履行期限を除くほか、最初競争入札にかけるときに定めた条件を変更することができない。
  - 4 前2項の場合において、予定価格または落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格または金額の制限内で数人に分割して、契約を締結することができる。

(予定価格等)

第34条 理事長は、随意契約を行おうとするときは、あらかじめ予定価格および最低制限価格を定めなければならない。  
ただし、理事長が特に必要がないと認めるときは、予定価格調書等の作成を省略することができる。

(見積書の徴収)

第35条 理事長は、随意契約を行おうとするときは、特別の事情がある場合を除き、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴収しないことができる。
  - (1) 郵便葉書・郵便切手・収入印紙等専売価格の定めがあるもの
  - (2) 官報・新聞・法規追録等の定期刊行物および図書の購入
  - (3) 食料品の購入
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、契約の内容または性質上見積書を徴収することが適当でないときと認められるとき

(随意契約)

第36条 理事長は、前条の見積書を提出した者のうち、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって見積りしただけの者を、契約の相手方に決定しなければならない。  
ただし、特別の理由がある場合、理事長は最低価格の見積者以外を契約の相手方とすることができる。

(準 用)

第37条 第5条および第6条の規定は、工事および業務における随意契約の場合に準用する。

## 第 4 節 契約の締結

(契約書の作成)

第38条 理事長は、契約を締結しようとする場合、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。  
ただし、契約の内容により、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的となる内容
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払方法および支払時期

- (7) 監督または検査の方法および時期
- (8) 当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息・違約金・その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約変更および解除の方法
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 当事者の一方から設計変更または工事着手の延期、もしくは工事の全部あるいは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更・契約金額の変更または損害の負担およびそれらの額の算定方法
- (14) 天災その他不可抗力による工期の変更または損害の負担およびその額の算定方法
- (15) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担
- (16) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項
  - 2 前項の場合において、理事会の議決を得る必要がある契約については、理事会の議決を得たときに本契約が成立することを記載した仮契約書により、仮契約を締結しなければならない。
  - 3 理事長は、前項に規定する仮契約締結について理事会の議決を得たときは、直ちにそのことを契約の相手方に通知しなければならない。
  - 4 理事長は、契約を締結しようとする場合、業法施行規則第19条の9の規定による経営規模等評価結果通知書を提出させるものとする。
  - 5 理事長は、一般競争入札または指名競争入札にかけた場合にあっては、落札者を決定した日から、随意契約による場合にあってはその契約の相手方を決定した日から、それぞれ10日以内に契約を締結する者（以下「契約者」という。）と協議して作成するものとする。

(契約書の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 一般競争入札・指名競争入札または随意契約による場合で、契約金額が100万円未満の契約をするとき
- (2) 物品を売払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき
- (3) 物品を購入する場合において、直ちに現品の検査ができるとき
- (4) その他随意契約による場合で、契約の性質または目的により、理事長が契約書を作成する必要がないと認めたとき
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、当該契約について必要な事項を記載した請書を、契約者から徴収しなければならない。  
ただし、契約の性質もしくは目的により理事長が請書を徴収する必要がないと認めるとき、ならびに前項第2号および第3号に該当するときは、請書を省略することができる。

(契約の保証金等)

第40条 理事長は、契約の締結と同時に、契約書に次の各号のいずれかに掲げる保証を付けさせなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を理事長に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金にかわる担保となる理事長が認める有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行または理事長が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額または保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(契約ならびに工事執行規程)

- 3 第1項の規定により、契約者が同項第2号または第3号に掲げる保証を付けたときは、当該保証は契約保証金にかわる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5号に掲げる保証を付けたときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 理事長は、契約金額に増額があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、契約者に保証の額の増額を請求することができる。
- 5 契約者は、契約金額に減額があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、理事長に保証の額の減額を請求することができる。
- 6 出納主任は、納付された契約保証金等を保管しなければならない。

(契約の変更)

- 第41条 理事長は、必要があると認めた場合契約者と協議し、または契約者の責任を問えない理由により履行期限の延長をしたいとの申出があったときはこれを調査して、当該契約の内容を変更することができる。
- 2 理事長は、契約者にその責任のある理由により履行期限の延長をしたいとの申出があったときはこれを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付けて、当該期限の延長を承認することができる。
  - 3 理事長は、前2項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、すみやかに第38条の規定による手続きの例により変更契約書を作成しなければならない。  
ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあっては、この限りではない。

(危険の負担)

- 第42条 契約の履行期限前に生じた損害は、この土地改良区に責任のある場合を除き、契約者に負担させなければならない。また、契約の履行に関し契約者が第三者に与えた損害についても同様とする。

(契約保証金等の還付)

- 第43条 理事長は、地方自治法第234条の2第2項本文の規定に該当する場合を除き、契約に基づく目的物が完了し、当該契約の履行を確認したとき、または第44条の規定により契約を解約したときは、第40条第1項第1号から第3号については還付することとし、第4号および第5号については還付しないことができることとする。

## 第 5 節 契約の解除等

(契約の解約)

- 第44条 理事長は、契約者がその責任を問われない理由により契約の解約を申し出た場合、これを調査し、やむを得ないと認めたときは、当該契約を解約することができる。

(契約の解除)

- 第45条 理事長は、契約の履行にあたり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、当該契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がないのに、工事等に着手しないとき
  - (2) 契約者に責任のある理由により履行期限までに目的物を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
  - (3) 主任技術者または監理技術者を設置しなかったとき
  - (4) 監督または検査に際し、契約者ならびにその代理人その他契約者の使用者等が、監督または検査に携わる職員の執行を妨げたとき
  - (5) 前4号に掲げる場合のほか、契約者が契約条項に違反する行為があったとき、およびその違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき
- 2 理事長は、前項の規定により契約を解除した場合において、契約の定めるところにより違約金を徴収しなければならない。  
ただし、天災地変その他契約者の責任でない理由による契約解除の場合は、違約金を徴収しない。
  - 3 理事長は、契約の履行中において、やむを得ない理由があると認めたときは、契約者



(契約ならびに工事執行規程)

と協議のうえ当該契約を解除し、その履行を中止することができる。この場合、契約者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 理事長は、第1項および第3項の規定により契約を解除しようとする場合、書面によりそのことを当該契約者に通知するものとする。

(契約の解約・解除に伴う措置)

第46条 理事長は、契約を解約または解除した場合において、契約の目的物に出来形部分（使用された工事材料等を含む。以下同じ）があるときは、当該部分につき第49条に基づく検査を行い、検査に合格した部分については引渡しを受けるものとし、当該部分に対する契約金額相当額を契約者に支払うものとする。

この場合において、前条第2項の違約金を徴収するときは、支払金はこれと差引精算するものとする。

- 2 前項の場合において、契約の定めにより前払金があるときは、当該契約の定めにより、精算するものとする。
- 3 第1項の引渡しを受けない物件があるときは、契約者と協議のうえ定めた期間内に、契約者にこれを引き取らせ、その他原状に復さなければならない。

(契約に関する紛争の解決方法)

第47条 工事請負契約に関して紛争が生じたときは、業法第25条の10の規定により、建設工事紛争審議会に建設工事紛争処理の申請をするものとする。

この場合において、必要な経費は契約者と協議して負担するものとする。

## 第 6 節 契約の履行

(履行の監督)

第48条 理事長は、契約の適正な履行を確保するため、職員に命じ、または自治法施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

- 2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）は、契約に係る設計図書（契約書・設計書・図面・仕様書等をいう。）に基づき、おおむね次に掲げる監督および指示の職務を行う。
- (1) 契約の履行について、契約者または第61条の規定による契約者の現場代理人（以下「請負者等」という。）に対する監督・指示・承諾または協議
- (2) 契約の履行に立ち会って工程の管理、履行途中における試験または検査を行うこと
- (3) 工事の執行のための詳細図等の作成および交付、または請負者等が作成したこれらの図面の承諾
- 3 前項の規定に基づく監督員の指示または承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。
- 4 監督員は、請負者等に工事打合簿・作業月報およびその他必要な帳簿等を備えさせ、当該請負者等に押印させるものとする。

(契約目的物の検査)

第49条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じた場合、職員に命じ、または自治法施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、当該契約に基づく目的物の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約者が目的物を完了したとき
- (2) 目的物の完了前に出来高に応じ、契約代金の一部を支払う必要があるとき
- (3) 物件の一部の納入があったとき、または契約による目的物の一部を使用しようとするとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき
- 2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）は、設計図書に基づき、当該目的物の内容および数量その他について検査しなければならない。
- 3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊もしくは分解または

(契約ならびに工事執行規程)

試験して検査を行うことができる。この場合において、検査または復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、理事長はこのことを契約書に明らかにしておかなければならない。

- 4 検査員は、契約の目的物が完了し、契約者から完了届の提出があったときは、これを受理した日から起算して14日以内に竣工検査を行うものとする。
- 5 検査員が竣工検査を行うときは、請負者等を立ち合わせるものとする。
- 6 検査員は、第1項から第3項の規定により検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約者に必要な措置を求めなければならない。

(検査書類の作成)

第50条 検査員は、前条に規定する検査の結果、目的物の完了を確認したときは、検査の結果を記載した書類を作成しなければならない。

- 2 理事長は、当該検査の結果を書面でもって、契約者に通知するものとする。

(金銭保証人に対する請求)

第51条 理事長は、業務委託契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、金銭保証人に対して、違約金を請求することが出来る。

- (1) 正当な理由がなく契約の期間内に履行を完了する見込みがないとき
- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき

(権利義務の譲渡等の禁止)

第52条 理事長は、契約者に契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡、あるいは承継させてはならない。

- 2 理事長は、契約者に契約目的物および部分払いのための確認を受けた工事材料等を第三者に譲渡・貸与または抵当権その他の担保目的に供させてはならない。
- 3 前2項において契約者が、あらかじめ書面によりその内容を明らかにして、理事長の承認を得たときは、この限りではない。

(一括委任等の禁止)

第53条 理事長は、契約者に契約履行について、その全部または大部分を一括して第三者に委任あるいは請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面によりその内容を明らかにして、理事長の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 契約者が前項ただし書きの規定による承認を受けようとするときは、請負工事一括委任（一括下請負）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(部分払い)

第54条 理事長は、工事もしくは製造その他の請負契約または買入契約について、当該契約の既済部分または既納部分に対する代価が契約代金の100分の30を超えた場合においてのみ、その全部の完済前または完納前に契約代金の一部分を支払うことの特約をすることができる。

ただし、この場合において、理事長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

- 2 前項の特約において定める部分払の額は、工事または製造その他の契約にあってはその既済部分に対する契約代金の100分の90、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する契約代金をこえることができない。

(所有権の移転等)

第55条 契約目的物は、第49条の規定による検査に合格した後、契約者が書面をもって引渡を申し出たときに、引渡があったものとする。

- 2 契約目的物の所有権は、前項の引渡しがあったときをもってこの土地改良区に移転す

るものとする。

(契約代金の支払)

第56条 理事長は、第49条の規定による検査に合格したもので、契約者から別に定める請求書により契約代金の支払の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して40日以内に、契約代金を支払わなければならない。

なお、その他の支払においては30日以内に契約代金を支払わなければならない。

- 2 対価の一部について、前金払または部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完済または完納による最終の契約代金の支払の際にこれを精算するものとする。

(前払金)

第57条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証にかかる土木建築に関する工事（当該工事の用に供する機械類の製造を含む。）に要する経費については、当該経費の100分の40を超えない範囲内において、前払することができる。

- 2 契約者は、請負代金額が増額された場合において、増加額が増額前の請負代金額の100分の20以上であるときは、その増加額分について前項の規定に準じ算出した増額分を請求することができる。
- 3 理事長は、請負代金額が減額された場合において、減額額が減額前の請負代金額の100分の25以上であるときは、第1項の規定に準じ算出した減額分について、返還請求することができる。

(保証契約の変更)

第58条 理事長は、請負契約を変更した場合において、前条の保証契約を変更する必要が生じたときは、変更後の保証証書を直ちに契約者に提出させるものとする。

- 2 理事長は、工期の変更をしたときは、契約者に対し、直ちにその旨を保証事業会社に通知させるものとする。

### 第 3 章 工事等の執行

(工程表の作成)

第59条 理事長は、契約者に契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表（業務実施計画書）を作成させなければならない。

ただし、契約代金の額が300万円未満の工事については、これを省略することができる。

- 2 理事長は、前項の工程表（業務実施計画書）の提出を受けたときは、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めるときは、契約者と協議するものとする。

(一部委任等)

第60条 理事長は、契約者が工事の一部を第三者に委任し、または下請負に出したときは、下請負届書を提出させることができる。

(現場代理人・主任技術者等)

第61条 理事長は、契約者に現場代理人ならびに主任技術者または監理技術者および専門技術者（業法第26条の2第1項に規定する技術者をいう。以下同じ）を定めさせ、書面でもって提出させるものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、主任技術者（監理技術者）および専門技術者を兼ねることができる。

(工事関係者に対する措置請求)

第62条 理事長は、現場代理人がその職務につき著しく不相当と認められるときは、契約者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを請求することができる。

(契約ならびに工事執行規程)

- 2 理事長または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他契約者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、契約者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 前2項の規定による請求があったとき、契約者は当該請求にかかる事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に理事長に通知しなければならない。
- 4 監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき、契約者は理事長に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 理事長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約者に通知しなければならない。

(工事材料等の検査等)

- 第63条 理事長は、設計図書によって監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料等については、当該検査に合格したものを使用させなければならない。
- 2 監督員は、契約者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
  - 3 第1項の検査に必要な経費は、契約者に負担させるものとする。
  - 4 理事長は、契約者に工事現場に搬入した工事材料等を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出させてはならない。
  - 5 監督員は、前項の規定にかかわらず検査の結果、不合格と決定された工事材料等については、契約者に遅滞なく工事現場外に搬出させなければならない。

(監督員の立会、調合および工事記録の整備)

- 第64条 理事長は、設計図書において次の指定を行い、契約者にこれを履行させなければならない。
- (1) 監督員立会のうえ調合し、または調合について見本検査を受けて使用すべき工事材料等の指定
  - (2) 見本または工事写真等の記録を整備すべき工事材料等の調合ならびに工事の施工の指定
  - (3) 完成後外面から明視することのできない工事のうち、特に監督員の立会のうえ施工すべき工事の指定
- 2 監督員は、契約者から前項の規定による立会または見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務および破壊検査等)

- 第65条 監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、改造その他必要な措置をとることを契約者に請求するものとする。
- ただし、この場合において、当該不適合が監督員の指示による等この土地改良区に責任があるときで必要があると認められるときは、その工期・請負金額等について双方協議して定めるものとする。
- 2 理事長または監督員は、契約者が第63条第1項・第64条第1項の規定に違反した場合または工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められるに相当する理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査および復旧に要する経費は、契約者に負担させるものとする。

(支給材料および貸与品)

- 第66条 理事長は、工事の施工に際し請負者等に支給材料および貸与物件を使用させるときは支給または貸与のつど、受領書または使用証を提出させなければならない。

- 2 監督員は、支給材料または貸与物件について請負者等の立会のもとに検査するものとする。この場合において請負者等は、その品質または規格が使用に適当でないとき、その旨を監督員に通知しなければならない。
- 3 工事の完成変更もしくは契約解除に際して不用となった支給材料または使用済の貸与物件があるとき、理事長は、請負者等に対し、直ちにこれを指定の場所に返還させなければならない。
- 4 理事長は、請負者等に支給材料および貸与物件の善良な管理者の注意をもって保管させなければならない。
- 5 請負者等の故意または過失によって支給材料または貸与物件が滅失もしくは毀損し、あるいはその返還が不可能のときは、監督員の指定した期間内に代品を納めもしくは原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における遅滞料金)

- 第67条 理事長は、契約者に責任がある理由により工期内に工事を完成することが出来ない場合において、工期の経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、契約者から遅滞料を徴収して工期を延長することができる。
- 2 前項の遅滞料の額は、契約代金の額から出来形部分に相当する契約代金相当額を控除した額に、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率を乗じて得た額とする。

(手直し)

- 第68条 検査員は、第49条の規定による検査に合格しなかったときは、直ちに契約者に契約目的物の手直しをさせなければならない。
- 2 前項の規定による手直しが完了し契約者から目的物手直し完了届の提出があったときは、手直しの完了をもって目的物の完成とみなし、第49条の規定を適用する。

(保管義務)

- 第69条 理事長は、出来形部分の管理および保管について、契約目的物全部の引渡が完了するまでの間、契約者に一切の責任を負わせるものとする。

## 第 4 章 そ の 他

(受託事業の施行に伴う事務費)

- 第70条 この土地改良区は、受託事業の事業執行において、諸般の事務に要する経費として、事業費の4%以内を委託者に請求できるものとする。

(補助金の交付)

- 第71条 この土地改良区は、区域内において農業生産の基盤の整備等を図るため、土地改良区・農業協同組合その他理事長が適当と認める団体等が行う土地改良事業に要する経費に対し、予算に定める範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金交付については、「神安土地改良区土地改良事業補助金交付要綱」に定めるところにより交付するものとする。

附 則

1. この規程は、昭和44年 4月 1日より施行する。  
ただし、この規程施行日以前に請負契約したものについては、従前の例による。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和48年 4月 1日より施行する。

(契約ならびに工事執行規程)

附 則

1. この変更規程は、平成 5年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 9年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成10年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。